

ダブル・フロンティア

年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）

特別勘定 月次運用レポート

特別勘定名称

グローバル分散型SMBC(米ドル)

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

2026年2月発行

当商品は、一時払保険料を「定額部分」と「変額部分」に分けて運用します。
当レポートは特別勘定で運用する「変額部分」の運用状況を開示したものです。

[募集代理店]

SMBC日興証券株式会社

[引受保険会社]

第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1日比谷フォートタワー
ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

0120-876-126

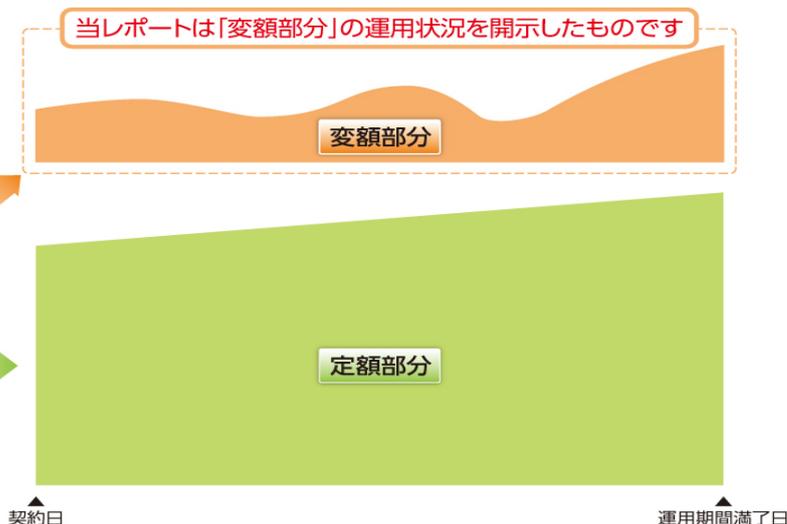
営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

(登)B24F0485(2025.2.21)

この保険のしくみ図

<イメージ>

一時払保険料が
2つの部分に
分かれます



この保険のリスクと費用について

◆ 変額部分の投資リスクについて（損失が生じるおそれ）

- 変額部分について、日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券（国債）、商品、為替取引などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返戻金額などの増減につながります。
- 株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

◆ 解約する場合のリスクについて（損失が生じるおそれ）

定額部分について市場価格調整（市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映）を行うこと、変額部分について投資リスクがあること、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返戻金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

◆ 為替リスクについて（損失が生じるおそれ）

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返戻金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返戻金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

◆ 費用について（この保険にかかる費用は、以下の費用の合計になります）

■ 運用期間中

① 変額部分における費用

- ・保険契約関係費…特別勘定の資産総額に対して年率**1.85%**
- ・資産運用関係費…信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して年率**0.22%（税込）**

*上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は当レポート発行月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

② 定額部分における費用

積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率をあらかじめ差し引いております。

■ 特定のご契約者に負担していただく費用

運用期間中の解約返戻金額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。

解約控除 = この保険の基本保険金額 × 解約控除率(10年 8.5%~0.9% ・ 5年 5.0%~1.0%)

■ 年金受取期間中

・保険契約関係費（年金管理費）…受取年金額に対して**1.0%**（円貨で年金を受け取る場合は**最大0.35%**）

*保険契約関係費（年金管理費）は当レポート発行月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

■ 通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客様の負担となります。TTM（対顧客電信売相場仲値）は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

- 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

| | | | |
|----------------------|-----------|--------------------------------------|-----------|
| 「保険料円貨入金特約」における為替レート | TTM + 50銭 | 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」の 目標値判定為替レート | TTM - 50銭 |
| 「円貨支払特約」における為替レート | TTM - 50銭 | | |

- 「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

| | |
|---------------------------|-------------------------------------|
| 「保険料外貨入金特約」の為替レート（クロスレート） | (払込通貨のTTM - 25銭) ÷ (指定通貨のTTM + 25銭) |
|---------------------------|-------------------------------------|

*為替レートは、当レポート発行月現在の数値であり、将来変更することがあります。

- この他に外貨のお取扱いに必要な費用を負担していただくことがあります。

特別勘定の運用のしくみ

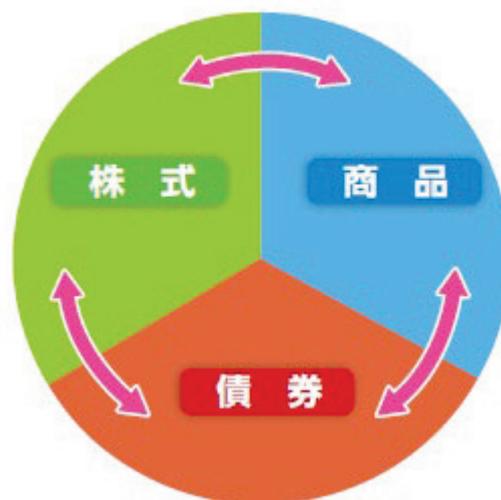
1 株式、債券、商品などの資産に投資を行います

- ・ 実質的に日本・米国・欧州・アジア・新興国の「株式」、日本・米国・欧州の「債券(国債)」、エネルギー・金属などの「商品」、為替取引などに投資を行います。

2 資産配分比率の見直しを毎日行います

- ・ あらかじめ決められたルールに基づき、一定のリスクのもとで期待リターンが最大になるよう資産配分比率を決定します。
- ・ 資産配分比率の見直しは毎日行います。

<イメージ>



3 積極的に収益の獲得をめざします

- ・ レバレッジ取引※を利用して、積極的に収益の獲得をめざします。
- ※ 少ない金額で効果的な運用を行うしくみをいいます。

* 特別勘定の主な投資対象となる投資信託の運用のしくみについて掲載しております。
* 特別勘定の詳細につきましては、「特別勘定のしおり」をお読みください。

特別勘定で運用する「変額部分」の運用状況を開示したものです

特別勘定の投資方針

日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券(国債)、商品、為替取引などを実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

| 特別勘定の名称 | 主な投資対象となる投資信託の名称 | 運用会社 |
|--------------------|-----------------------------------|-------------------|
| グローバル分散型 SMBC(米ドル) | DIAM世界アセットバランスファンド13VA(適格機関投資家限定) | アセットマネジメントOne株式会社 |

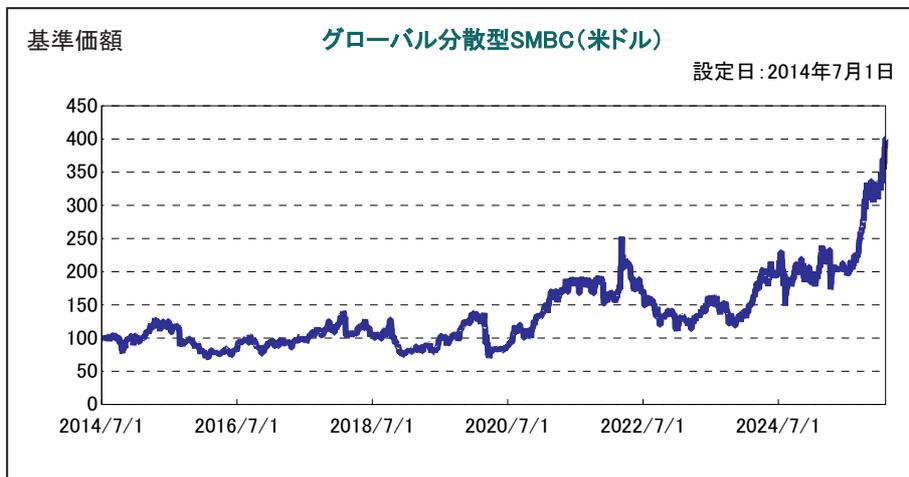
特別勘定の主な投資リスクについて

特別勘定は、日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券(国債)、商品、為替取引などで実質的に運用されるため、**株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、変額部分の積立金額、解約返戻金額は変額部分の一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

特別勘定資産の内訳

| 資産総額 (百万米ドル) | 資産構成 | | * 特別勘定は、投資信託を主たる投資対象として運用するほか、保険契約の異動等に備えて一定の現預金を保有しています。 * 特別勘定資産の内訳は、投資信託の購入・解約の申し込み実績を反映しております。 |
|-----------------|-------|------|---|
| | 投資信託 | 現預金等 | |
| 2 | 99.7% | 0.3% | |

特別勘定の基準価額と騰落率の推移



* 非表示部分を四捨五入

| 騰落率 | 1ヵ月 | 3ヵ月 | 6ヵ月 | 1年 | 3年 | 設定来 | 基準価額 (2026年1月末) |
|-----|-----|--------|--------|--------|---------|---------|--------------------|
| | | 19.08% | 23.49% | 90.34% | 103.85% | 199.92% | 301.33% |

* 特別勘定の基準価額の動きは、特別勘定が投資対象とする投資信託の値動きとは以下の理由により必ずしも一致しません。

- 特別勘定の主な投資対象となる投資信託は円建ての投資信託であることから、米ドル対円の為替レートが影響するため。
- 特別勘定が一定の現預金を保有していることや、特別勘定の基準価額計算にあたり、保険契約関係費を控除するため。

ご留意事項

* 年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)は投資信託ではなく生命保険です。また、この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。
* このレポートは年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)の特別勘定の運用状況を開示するためのものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
* このレポートには年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)の商品内容のご説明はございません。ご検討、お申込みの際は、専用の「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などをお読みください。